



# 高山商工会議所会員事業所の皆様にお届けする！さるぼぼ共済！

## ① 診査なしで加入できます

加入者についての告知だけで、無診査ですから、簡単な手続きでご加入いただけます。

## ② 業務上・業務外を問わず24時間保障

病気死亡・災害死亡・交通事故死亡はもちろん、不慮の事故による入院や高度障害についても保障します。

## ③ 配当金で実質負担を軽減

1年ごとの収支計算により、剰余金が生じたときには、配当金としてお返ししますので、実質負担はさらに軽減されます。

## ④ 健康増進に役立つ付帯サービスも

健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

## ⑤ 高山商工会議所独自の見舞金・祝金制度つき

万一の場合の保障だけでなく、入院や通院の見舞金、結婚・出産・資格取得などのうれしいときの祝金がついています。

## ⑥ 高山商工会議所独自の加入者優待還元事業

令和4年度実績事業 = 生活習慣病予防健診、入浴施設等の入場料割引

### 診査なし

1年更新で医師の診査なし



### 24時間保障

24時間保障で休日も安心



### 還元事業も充実

入浴施設、遊園地などの入場料金割引等



## さるぼぼ共済の取扱い

### 保険期間

保険期間は1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)で毎年自動的に更新します。(見舞金・祝金)…見舞金・祝金制度については本制度への加入が継続している間のお取扱いとなります。

### 加入資格・条件

- 高山商工会議所会員の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で令和5年4月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6ヵ月を超える方は2口までを限度とします。なお、65歳6ヵ月を超える方は2口限度で70歳6ヵ月まで更新のみできます。
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方\*1に限りです。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず継続して14日以上入院された場合をいいます。
告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
留意事項	●「14日以上にわたる」とは合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含みます。

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症\*2、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神障害、てんかん、肺炎腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

- 当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。
- 商工会議所会員入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。

- \*1 申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある方を除いた方です。
  - 傷病により公休・休暇などで欠勤している方
  - 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)
- \*2 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

### 加入日(効力発生日)

加入申込月の翌月1日から効力が発生します。

### 掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

### 加入(増額)・脱退手続き

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

### 加入者票の発行

加入者に対しては、「定期保険(団体型)加入者(被保険者)票」を発行します。

### 保険金などの受取人・請求

- 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いたします。所定の書類により請求手続きをおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了知を得て請求手続きをおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときは、加入者の了知を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障が消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、さるぼぼ共済から脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。
- 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続きをおこなってください。

### 配当金

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

## ★月額掛金

保険年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口	6口
15歳～60歳	男性	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円
	女性	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円
61歳～65歳	男性	1,230円	2,460円				
	女性	907円	1,814円				
66歳～70歳(更新のみ)	男性	1,579円	3,157円				
	女性	1,032円	2,064円				

※上記掛金には保険料のほか運営費が含まれています

※掛金は、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。

※保険年齢とは、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年末満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。)

※61歳から70歳の保険料は更新により変動することがありますので予めご了承ください。

※掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

### 税法上のお取扱い

#### 法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

#### 個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは令和5年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

## 保障内容

- 主契約:定期保険(団体型)
- 特約:入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由	口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口
死亡	不慮の事故により死亡したとき 〈死亡保険金(主契約) + 災害保険金〉	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円
	上記以外の事由により死亡したとき 〈死亡保険金(主契約)〉	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態*3のいずれかになったとき 〈高度障害保険金(主契約) + 災害高度障害保険金〉	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円
	障害または疾病により高度障害状態*3のいずれかになったとき 〈高度障害保険金(主契約)〉	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき(同一事故による入院は、更新前の入院日数をきみ、通算60日程度) 〈入院給付金〉	1日につき 2,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円	1日につき 8,000円	1日につき 10,000円	1日につき 12,000円
	ガン*4で1日以上入院をしたとき(1年に1回限度) 〈ガン入院一時金〉	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円
	6大生活習慣病*5で1日以上入院をしたとき(1年に1回限度) 〈6大生活習慣病入院一時金〉	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円
ガン*4の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき 〈ガン先進医療一時金〉	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	

※保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いたします。  
※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による障害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いたします。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いたします。  
※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が[0]となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、随時見直しが行なわれています。

※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてあくまで生命が判断いたします。

<p>*3お支払いの対象となる高度障害状態</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>7.1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>8.1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> <p>*4お支払いの対象となるガン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●口唇、口腔および咽頭の悪性新生物</li> <li>●消化器の悪性新生物</li> <li>●呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物</li> <li>●骨および関節軟骨の悪性新生物</li> <li>●皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中皮および軟部組織の悪性新生物</li> <li>●乳房の悪性新生物</li> <li>●女性生殖器の悪性新生物</li> <li>●男性生殖器の悪性新生物</li> <li>●腎臓の悪性新生物</li> <li>●眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物</li> <li>●甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物</li> <li>●部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物</li> <li>●リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●悪性新生物</li> <li>●独立した(原発性)多部位の悪性新生物</li> <li>●上皮内新生物</li> <li>●真正赤血球増加症(多血症)</li> <li>●骨髄異形成症候群</li> <li>●慢性骨髄増殖性疾患</li> <li>●本態性(出血性)血小板血症</li> <li>●ランゲルハンス細胞組織球症</li> </ul> <p>*5お支払いの対象となる6大生活習慣病</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●糖尿病</li> <li>●心疾患</li> <li>●脳血管疾患</li> <li>●肝硬変</li> <li>●慢性腎不全</li> </ul>
---	---	--	---